

県産材サプライチェーン構築支援事業実施要領

制定	2 森 第 3 0 7 号 令和 2 年 6 月 1 7 日
最終改正	3 森 第 2 1 8 号 令和 3 年 4 月 2 2 日

(趣旨)

第1 県産材サプライチェーン構築支援事業の実施については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及び県産材サプライチェーン構築支援事業補助金交付要綱（令和2年6月17日付け2森第306号。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領による。

(補助金の交付対象及び補助対象経費)

- 第2 補助金の交付対象となる事業実施主体は、要綱第2条に定めるものとする。
- 2 補助対象経費については要綱第2条に定めるものとし、予算の範囲内とする。
 - 3 福島県農林水産部長（以下「部長」という。）は、補助金の交付予定者を別に定める方法により公募し決定する。
 - 4 部長は、選定結果を全ての応募者に通知するとともに、補助金の交付予定者に対し、様式1により交付予定額を通知する。

(事業計画)

第3 要綱第3条に基づく補助金交付申請書の事業計画書は様式2のとおりとする。第2の3に定める公募に係る書類において、様式2に準じる書類がある場合は、公募に係る書類を準用できるものとする。

(補助金の額の内示の変更)

- 第4 補助金の交付予定者は、補助金交付決定前に補助金の額の変更が生じたときは、様式3により、あらかじめ部長に協議するものとする。
- 2 部長は、やむを得ないと認められるときは、様式4により補助金の額の内示の変更を行う。

(補助金の交付決定)

- 第5 補助金の交付予定者は、別に定める期間内に、要綱第3条に基づき補助金交付申請書を部長に提出する。
- 2 部長は前項の申請内容を適当と認めるときは、交付決定の内容及び必要な条件を付して申請者に交付指令を行う。（様式5）

(関係法規に基づく許認可)

第6 補助事業者は、事業の実施に当たってはあらかじめ関係法規に規定された所定の手

続を経ておくものとする。

(事業の実施)

第7 補助事業者は、以下により事業を実施しなければならない。

- (1) 本事業の支援対象とする大径材の定義については次のとおりとする。
 - ア) 丸太の末口径が30cm以上の針葉樹材であって、福島県産材であるもの。
 - イ) 丸太の末口径が18cm以上の広葉樹材であって、福島県産材であるもの。
- (2) 大径材の伐採にあつては、伐採届出等関係法令上の手続きを遵守し、「伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書」等の写しを保管すること。また、事業で利用する大径材については材積の検知を行い、伝票等、丸太径及び購入材積を証明する書類を保管すること。
- (3) 大径材丸太については、放射線量の検査を実施し、結果を保管すること。
- (4) 大径材の素材生産事業者から最終の製品製造事業者まで、安定供給取引が結ばれていること(参考様式1)。

(事業計画の変更)

第8 補助事業者は、補助金交付決定後に事業内容の変更を行う必要がある場合、以下により予め協議を行うものとする。

1 重要な変更

- (1) 補助事業者は、重要な変更をしようとするときは、事業変更(中止・廃止)承認申請書(要綱第2号様式)に変更事業計画書(様式2)を添付して、部長に提出する。なお、重要な変更とは、要綱第4条別表2に掲げる変更を言う。
- (2) 部長は、申請書を受理したときは、内容を審査し、適切であると認めるときは、補助事業者に対し補助金交付の変更指令を行う。

2 軽微な変更

補助事業者は、軽微な変更をしたときは、様式6により、部長に報告する。
なお、軽微な変更とは重要な変更以外の変更を言う。

(交付決定の取消等)

第9 部長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消すか、補助金が支払われた場合は返還を命じることができるものとする。

- (1) 規則第6条第1項に規定する交付条件に違反したとき
 - (2) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けたとき
- 2 返還請求を受けた補助事業者は、規則に準じて知事に補助金を返還しなければならない。

(概算払)

第10 補助事業者は、要綱第7条に定める概算払いを受けようとするときは、次の期日までに完了した事業量をもって、期日から10日以内に請求することとする。

期 別	期 日	備 考
第 1 期	6 月 2 0 日	
第 2 期	9 月 2 0 日	
第 3 期	1 1 月 2 0 日	

- 2 要綱第 7 条の概算払請求書（要綱様式第 3 号）に添付すべき書類は、第 11 実績報告書の添付書類とする。
- 3 部長は、要綱第 7 条に基づく概算払請求書の提出があった場合は、第 12 に定める確認調査によりこれを審査し、適当と認めるときには、補助事業概算払成果確認調査（様式 7）をもって、補助金を交付する。

（実績報告）

第 11 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、要綱第 9 条に基づく実績報告書（要綱様式第 1 号）を提出する。実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。ただし、概算払いにより既に提出している書類は省略することとができる。

- (1) 事業実績報告書（様式 2）。
- (2) 大径材丸太の購入日、購入・運搬材積及び丸太径を証明できる伝票等書類の写し。
- (3) 材積検知の様子及び山元土場における大径材積込み前後の写真又は大径材運搬先への搬入状況などのうち、2 種類以上の状況写真。
- (4) 位置図（森林計画図等により大径材の伐採を実施した箇所を図示したもの）。
- (5) 大径材の伐採箇所毎に、ア～エのいずれか 1 つ以上を具備すること。
 - ア 搬出材所有者と補助事業者間の請書又は契約書の写し。
 - イ 森林経営計画書若しくは森林経営計画に係る伐採等の届出書。
 - ウ 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書。
 - エ 法令に基づく許認可届け出等の書類。
- (6) 本事業による製品の製造実績の一覧又は販売実績を証明できる書類。

（補助金の額の確定）

第 12 部長は、要綱第 9 条に定める実績報告書の提出があった場合は、書類及び必要に応じた現地調査を実施し、3 月末日までに交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 書類及び現地調査については、部長が任命する成果確認調査員（以下「調査員」という）が実施するものとし、調査は下記のとおりとする。

(1) 書類調査

書類調査は、補助事業者毎に次の点に留意の上、行うものとする。

- ア 事業計画関係書類の整備状況
- イ 補助金交付申請書、実績報告書関係書類の処理状況
- ウ その他、必要な事項

(2) 現地調査

書類等で実施状況の確認が困難な場合等、必要に応じて実施するものとする。

- 3 調査員は、調査結果について、補助事業等成果確認調書（様式8号）により知事に復命するものとする

(関係書類の整備)

第13 当該事業の実施にあたって保存すべき書類は別表のとおりとする。

附 則

この要領は、令和2年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月22日より施行し、令和3年度事業から適用する。

別表

整備保存すべき関係書類

区分	整備すべき書類	保存期間
1 計画書関係	① 事業計画書関係	5年
2 交付金関係	① 交付金交付申請書及び添付書類 ② 交付金交付指令書及び通知書 ③ 着工届及び完了届 ④ 指令前着工承認申請書及び承認通知書 ⑤ 事業実施状況報告書 ⑥ 実績報告書及び添付書類	5年
3 経理関係	① 収支整理簿 ② 現金出納簿 ③ 預金通帳 ④ 分担金（負担金）賦課徴収簿 ⑤ 借入金台帳（借入証書等） ⑥ 支払証拠書類（見積書・請求書・出入金伝票・領収書等）	5年

様式1

番 号
年 月 日

(補助金交付予定者) 様

福島県農林水産部長

県産材サプライチェーン構築支援事業補助金の内示について (通知)

このことについて、下記のとおり補助金を内示しますので、県産材サプライチェーン構築支援事業交付申請書を提出してください。

記

- 1 事業種目
- 2 補助金額
- 3 提出期日

様式2

県産材サプライチェーン構築支援事業 (変更)事業 計画書
(実績報告書)

事業主体	名称： 代表者職・氏名：
総事業費	円

1 事業種目	
2 実施内容	
(1) 事業概要	
(2) 実施内容 ※簡潔に記載すること	
(3) 目指す成果 (実績報告書の場合は実績を記載) ※簡潔に記載すること	

※ 不要の文字は削除すること

※ 各事業種目毎に記載すること

様式3

年 月 日

福島県農林水産部長

所在地
名称
代表者氏名

県産材サプライチェーン構築支援事業の内示額の変更について（協議）
年 月 日付け 第 号で通知のありましたこのことについて、下記のとおり
変更したいので協議します。

記

	事業費	経費内訳			備考
		県補助金	自己負担金	その他	
変更前					
変更後					

※別に定める公募書類に変更後の計画を記載し添付すること。

様式4

番 号
年 月 日

(補助金の交付予定者) 様

福島県農林水産部長

県産材サプライチェーン構築支援事業の内示額の変更について（通知）

年 月 日付けで協議ありましたこのことについて、下記のとおり変更して内示しますので、県産材サプライチェーン構築支援事業交付申請書を 年 月 日までに提出してください。

記

1 補助事業者名

2 補助金額

変更前：

変更後：

様式5

福島県指令 第 号

住所
名称

年 月 日付で申請のあった 年度県産材サプライチェーン構築支援事業費補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）（以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付する。

年 月 日

福島県知事

記

1 この補助金交付の対象とする内容は、年 月 日付で申請のあった 年度県産材サプライチェーン構築支援事業補助金交付申請書に記載されたとおりとする。

2 補助金の額は次のとおりとする。

交付決定済額	今回交付決定額	計
円	円	円

3 交付の条件は以下のとおりとします。

- 補助事業者は、この補助金に係る県の規則、要綱、要領等の定めに従わなければならない。
- 規則第6条第1項第1号から第5号までに掲げる事項は、この補助金の交付条件とするものとする。
- 補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿及び書類を整備し、交付事業の完了した日の属する会計年度の翌年から起算して5年間保存しておくなければならない。

様式6

年 月 日

農 林 水 産 部 長

住所又は所在地
名 称
代表者の氏名

実施計画の変更について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

（注）事業計画書に準ずる書類（変更箇所及びその内容がわかるもの）を添付のこと。

補助事業概算払成果確認調書(第 期)

交付権者	課 員				主任
補助事業の名称					
補助事業の実施場所					
補助事業者の	住所				
	氏名				
補助事業者の指令	指令年月日	指令番号			
区分	事業量	補助金等交付決定額			
県産材サプライチェーン構築支援事業					
成果確認結果の概要					
1 大径材運搬経費支援					
素材生産事業者	伐採地名	大径材運搬量(m3)	補助金(円)	施行年月日	補助事業者立 会人
2 製品加工経費支援					
製品加工内容		製品加工量(m3)	補助金(円)	施行年月日	補助事業者立 会人
成果確認調査日	年 月 日			確認方法	書類 現地
確認所見					
<p>別添概算払請求書に基づき、上記のとおり補助事業の成果を確認しました。</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>福島県知事 〇〇〇〇〇 様</p> <p style="text-align: right;">成果確認調査員 職名 氏名 印</p>					

補助事業成果確認調書

交付権者	課 員				主任
補助事業の名称					
補助事業の実施場所					
補助事業者の	住所				
	氏名				
補助事業者の指令	指令年月日	指令番号			
区分	事業量	補助金等交付決定額			
県産材サプライチェーン構築支援事業					
成果確認結果の概要					
1 大径材運搬経費支援					
素材生産事業者	伐採地名	大径材運搬量(m3)	補助金(円)	施行年月日	補助事業者立 会人
2 製品加工経費支援					
製品加工内容		製品加工量(m3)	補助金(円)	施行年月日	補助事業者立 会人
成果確認調査日	年 月 日			確認方法	書類 現地
確認所見					
<p>別添実績報告書に基づき、上記のとおり補助事業の成果を確認しました。</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>福島県知事 〇〇〇〇〇 様</p> <p style="text-align: right;">成果確認調査員 職名 氏名 印</p>					

(参考様式1の1)

木材の安定取引に関する協定書(例)

【製材業者】〇〇〇木材株式会社(以下「甲」という。)と【素材生産業者】有限会社〇〇〇林業(以下「乙」という。)とは、大径材の取引について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、大径材の安定供給を推進するため、甲と乙の大径材取引に関する基本的事項について定めるものとする。

(大径材取引量)

第2条 甲及び乙は協議の上取引する原木の種類及び数量に関する計画を次のとおり定めるものとする。

樹種(径):

数量: m³/年

(取引価格)

第3条 甲が乙から引き取る大径材の取引価格は、種類ごとに市場価格を参考として、甲乙が毎月協議の上、契約するものとする。

(変更等)

第4条 この協定を変更しなければならない重大な事態が発生した場合には、甲乙協議し、変更することができるものとする。

2 甲又は乙が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、甲乙に異議がない場合は、協定期間を1年延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 この協定書に定めない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲(住所)

(氏名)

乙(住所)

(氏名)

(参考様式1の2)

製材品(〇〇〇)の安定取引に関する協定書(例)

【一次加工製材業者】△△木材株式会社(以下「甲」という。)と【最終製材事業者】有限会社□□木材(以下「乙」という。)とは、〇〇〇の取引について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、〇〇〇の安定供給を推進するため、甲と乙の〇〇〇の取引に関する基本的事項について定めるものとする。

(取引量)

第2条 甲及び乙は協議の上取引する〇〇〇の種類及び数量、品質に関する計画を次のとおり定めるものとする。

樹種:

数量: m³/年

品質:

(取引価格)

第3条 甲が乙から引き取る〇〇〇の取引価格は、種類ごとに市場価格を参考として、甲乙が毎月協議の上、契約するものとする。

(変更等)

第4条 この協定を変更しなければならない重大な事態が発生した場合には、甲乙協議し、変更することができるものとする。

2 甲又は乙が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、甲乙に異議がない場合は、協定期間を1年延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 この協定書に定めない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲(住所)

(氏名)

乙(住所)

(氏名)